



金 沢 市 公 報

号外第5号の4

令和2年(2020年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則 (地域保健課) 13
○金沢市第二本庁舎地下駐車場の使用に関する規則 (総務課)	1	○金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則 (こども総合相談センター) 14
○行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則 (行政経営課)	3	○金沢市会計管理者事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則 (会計課) 15
○金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する規則 (衛生指導課)	3	○金沢市公印規則の一部を改正する規則 (文書法制課) 15
○金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	4	○金沢市職員職名規則の一部を改正する規則 (人事課) 16
○金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (総務課)	10	○金沢市職員就業規則の一部を改正する規則 (") 16
○市長事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (保育幼稚園課)	13	

規 則

金沢市第二本庁舎地下駐車場の使用に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第2号

金沢市第二本庁舎地下駐車場の使用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市第二本庁舎地下駐車場（以下「駐車場」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(駐車場の使用を許可する自動車の種類)

第2条 駐車場の使用を許可する自動車の種類は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（積載物を含め、長さが5メートル以下、高さが2.1メートル以下、幅が1.9メートル以下であるものに限る。）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(入場及び出場の時間)

第3条 駐車場における自動車の入場及び出場の時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これらの時間を変更することができる。

(使用の手続等)

第4条 駐車場の使用の許可は、駐車券（様式第1号）を交付することにより行うものとする。

2 駐車場の使用料は、出場時に料金精算機により納付するものとする。

3 駐車券を紛失した者は、駐車券紛失届（様式第2号）を市長に提出し、係員の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第5条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、駐車場の施設、設備等を毀損し、又は汚損したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(本市の免責)

第6条 本市は、次に掲げる損害については、一切その賠償責任を負わない。

- (1) 天災その他の不可抗力により生じた損害
- (2) 使用者の責めに帰すべき事由により引き起こされた衝突、接触その他の事故についての損害
- (3) 本市の責めに帰さない事由により生じた積載物及び車内の物品等に関する損害
- (4) その他本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年5月7日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

駐 車 券

金沢市第二本庁舎地下駐車場

◀

(この欄には、注意事項等を記入すること。)

様式第2号(第4条関係)

駐 車 券 紛 失 届

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所
氏名
〔法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

金沢市第二本庁舎地下駐車場の駐車券を紛失したので、金沢市第二本庁舎地下駐車場の使用に関する規則第4条第3項の規定により届け出ます。
なお、入場時刻は次のとおりです。

入 場 時 刻	年 月 日 時 分
---------	-----------

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第3号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市清掃従業員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市清掃従業員就業規則(昭和24年規則第152号)の一部を次のように改正する。

第11条中「リサイクル推進課長」を「ごみ減量推進課長」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和60年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の表中「リサイクル推進課、」を「ごみ減量推進課、事業ごみ対策室又は」に改め、「環境指導課又は事業ごみ排出指導室」を削る。

第3条の表中「こども総合相談センター」を「こども相談センター」に改める。

(技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第3条 技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和60年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「リサイクル推進課」を「ごみ減量推進課」に、「東部管理センター又は環境指導課」を「又は東部管理センター」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第4号

金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)及び同法に基づく命令並びに金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例(平成30年条例第6号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、住宅宿泊事業法及び条例で使用する用語の意義の例による。

(宿泊者に対する説明事項)

第3条 条例第8条第2項に規定する市長が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 大声又は騒音を発してはならないこと、足音その他の移動に伴って生じる音をみだりに生じさせないよう努めることその他の静穏を保持するために必要な事項
- (2) 届出住宅及びその周辺において、飲料を収納し、又は収納していた容器、たばこの吸い殻、紙くず、廃プラスチック類その他これらに類する物が、容易に投棄されることを防ぐために必要な事項
- (3) 届出住宅における廃棄物の適切な処理の方法
- (4) 火災を発生させる可能性がある器具等の適切な使用方法
- (5) 火災が発生したときに適切に対応するために必要な事項

(防火対策等の整備)

第4条 条例第9条に規定する防火対策、火災時の措置、非常災害時の体制等は、次に定めるところによる。

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令の規定により必要とされる数(その数が0である場合には、1)以上の消火器を届出住宅の内部に設置するとともに、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託している届出住宅にあっては、届出住宅の外部であって当該届出住宅の存する敷地内の場所にも1以上の消火器を設置すること。
- (2) 住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託している届出住宅にあっては、消防法その他の法令の規定に基づく自動火災報知設備と火災通報装置を設置するとともに、それらを連動させること。

(公表の方法)

第5条 条例第14条の規定による公表は、インターネットによる閲覧の方法その他の適切な方法により行うものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第15条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

(表)

	身 分 証 明 書	第 号
写 真	所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
<p>上記の者は、金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例第15条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金沢市長 印</p>		

(裏)

金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例(抜粋)

(この欄には、金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例第15条の条文を記載すること。)

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第5号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

	金沢美術工芸大学建設準備室 調査統計室		を
	調査統計室 金沢美術工芸大学建設事務所	建設係	に、
	総務課 庁舎等周辺整備室	総務係 財産管理係	を
	総務課	総務係 財産管理係	に、
文化スポーツ局 オリンピック 関連事業推進 室	文化政策課 文化施設課 文化財保護課 埋蔵文化財センター 歴史都市推進課	文化政策係 文化施設係 文化財保護係 企画庶務係 保存整備係	を
文化スポーツ局 オリンピック 関連事業推進 室	文化政策課 文化財保護課 埋蔵文化財センター 歴史都市推進課	企画係 振興係 文化財保護係 企画庶務係 保存整備係	に、
	障害福祉課	企画庶務係 自立支援係 事業者管理係	を
	障害福祉課	企画庶務係 自立支援第1係 自立支援第2係 事業者管理係	に、
	幼児教育センター開設準備室 こども総合相談センター 児童相談所	庶務係 発達相談係 相談第1係 相談第2係 心理判定係 一時保護係	を
	こども相談センター 児童相談所 幼児教育センター	庶務係 相談第1係 相談第2係 心理判定係 一時保護係 幼児教育係 発達相談係	に、
環境局	環境政策課 温暖化対策室 戸室新保埋立場 埋立場建設事務所 リサイクル推進課 家庭ごみ減量化推進 室	企画庶務係 自然保護係 庶務係 分別推進係	を

環境局	環境政策課 温暖化対策室 戸室新保埋立場 埋立場建設事務所 ごみ減量推進課 家庭ごみ対策室 事業ごみ対策室	企画庶務係 自然保護係 環境保全係 企画庶務係 分別推進係	に、 を
	環境指導課 事業ごみ排出指導室	環境指導係	
都市整備局	都市計画課	企画庶務係 計画係 都市拠点整備係	
都市整備局	都市計画課	企画庶務係 計画係 都市機能向上係	に

改める。

第4条第1項の表中

交流拠点都市推進室	1 交流拠点都市金沢の実現に向けた施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項	を	
金沢美術工芸大学建設準備室	1 金沢美術工芸大学の建設準備に関する事項 2 公立大学法人評価委員会に関する事項 3 公立大学法人金沢美術工芸大学に関する事項		
交流拠点都市推進室	1 交流拠点都市金沢の実現に向けた施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項		
広報広聴課	広報企画係	1 広報の総合的企画及び連絡調整に関する事項	を
金沢美術工芸大学建設事務所	建設係	1 金沢美術工芸大学の建設に関する事項 2 公立大学法人評価委員会に関する事項 3 公立大学法人金沢美術工芸大学に関する事項	に
広報広聴課	広報企画係	1 広報の総合的企画及び連絡調整に関する事項	

改める。

第5条の表中

庁舎等周辺整備室	1 本庁舎周辺施設の整備再編に関する事項	を
庁舎警備室	1 本庁舎内の警備に関する事項	
庁舎警備室	1 本庁舎内の警備に関する事項	に

改める。

第6条第1項の表中

文化政策課	文化政策係	1 文化行政の企画及び調整に関する事項 2 文化振興施策の推進に関する事項 3 俵芸術交流スタジオに関する事項 4 公益財団法人横浜記念金沢の文化創生財団に関する事項 5 局の所管事務で他課に属しない事項	を
-------	-------	--	---

文化施設課	文化施設係	1 文化施設等に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。） 2 市有美術品及び工芸品の整理及び活用に関する事項 3 公益財団法人金沢芸術創造財団に関する事項 4 公益財団法人金沢文化振興財団に関する事項
-------	-------	---

文化政策課	企画係	1 文化行政の企画及び調整に関する事項 2 文化の人づくりの推進に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項
	振興係	1 文化振興施策の推進に関する事項 2 文化施設等に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。） 3 市有美術品及び工芸品の整理及び活用に関する事項 4 公益財団法人金沢芸術創造財団に関する事項 5 公益財団法人金沢文化振興財団に関する事項 6 公益財団法人横浜記念金沢の文化創生財団に関する事項

に

改める。

第10条第1項の表中

自立支援係	1 障害支援区分の認定に関する事項 2 障害者等の介護給付費等に関する事項 3 身体障害者福祉法に規定する措置に関する事項 4 知的障害者福祉法に規定する措置に関する事項 5 ひまわり教室に関する事項
-------	--

を

自立支援第1係	1 障害支援区分の認定に関する事項 2 障害者等の介護給付費等に関する事項 3 身体障害者福祉法に規定する措置に関する事項
自立支援第2係	4 知的障害者福祉法に規定する措置に関する事項 5 ひまわり教室に関する事項 （各係は、課長が定める事業をそれぞれ担当する。）

に

改め、同条第2項の表中

保育幼稚園課	企画庶務係	1 就学前の子どもの教育・保育に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 市立保育所に関する事項 3 保育職員の研修の企画に関する事項 4 課の庶務に関する事項 5 他係に属しない事項
--------	-------	---

を

保育幼稚園課	企画庶務係	1 幼児教育及び保育に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 市立保育所に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他係に属しない事項
--------	-------	--

に、

	幼児教育センター開設準備室	1 幼児教育センターの開設準備に関する事項	を
こども総合相談センター	庶務係	1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 要保護児童対策地域協議会に関する事項（代表者会議に関する事項に限る。） 3 こども総合相談センターの庶務に関する事項 4 他係に属しない事項	
	発達相談係	1 保育相談に関する事項 2 幼児相談室に関する事項	

こども相談センター	庶務係	1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 要保護児童対策地域協議会に関する事項（代表者会議に関する事項に限る。）	に、
-----------	-----	--	----

	一時保護係	1 児童の一時保護に関する事項	を
--	-------	-----------------	---

	一時保護係	1 児童の一時保護に関する事項	に
幼児教育センター	幼児教育係	1 幼児教育及び保育に携わる職員の研修に関する事項 2 幼児教育及び保育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 幼児教育センターの庶務に関する事項 4 他係に属しない事項	
	発達相談係	1 幼児教育及び保育に係る相談に関する事項 2 幼児相談室に関する事項	

改める。

第12条の表を次のように改める。

課 等 ・ 係		分 掌 事 務
環境政策課	企画庶務係	1 環境行政の企画及び調整に関する事項 2 廃棄物処理施設（新廃棄物埋立場を除く。）の整備計画及び建設に関する事項 3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項 4 廃棄物関係資料の収集及び統計に関する事項 5 食品ロスの削減の推進に関する事項 6 課の庶務に関する事項 7 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項
	自然保護係	1 自然環境の保全に係る規制指導並びに普及及び啓発に関する事項 2 野生動植物の保護に関する事項 3 有害鳥獣の捕獲の許可に関する事項
	環境保全係	1 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び土壌汚染の調査及び規制指導に関する事項 2 大気及び水質の常時監視に関する事項 3 地下水保全及び地盤沈下対策に関する事項 4 浄化槽の設置及び監視指導に関する事項 5 公害関係法令等の各種届出及び苦情相談に関する事項 6 生活環境の保全に係る普及及び啓発に関する事項

温暖化対策室		<ol style="list-style-type: none"> 1 温暖化対策に係る総合企画及び連絡調整に関する事項 2 温暖化対策に係る調査研究に関する事項 3 温暖化対策に係る施策の推進に関する事項 4 再生可能エネルギーの導入の推進に関する事項
戸室新保埋立場		<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物埋立場の管理運営に関する事項 2 廃棄物の埋立処分に関する事項 3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項
埋立場建設事務所		<ol style="list-style-type: none"> 1 新廃棄物埋立場の整備計画及び建設に関する事項
ごみ減量推進課	企画庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の減量化及び適正処理に係る企画及び調整に関する事項 2 廃棄物の収集、運搬及び処分における局内の調整に関する事項 3 清掃職員の研修に関する事項 4 廃棄物処理手数料の収入に関する事項 5 課の庶務に関する事項 6 他係に属しない事項
	分別推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の分別の推進に関する事項 2 臨時のごみ等の収集に関する事項 3 廃棄物の不法投棄の防止及び不法投棄された廃棄物の回収に関する事項
家庭ごみ対策室		<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭系廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項 2 家庭系廃棄物の適正処理指導に関する事項 3 事業者及び市民によるリサイクル活動の推進に関する事項
事業ごみ対策室		<ol style="list-style-type: none"> 1 事業系廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項 2 事業系廃棄物及び産業廃棄物の適正処理指導に関する事項 3 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可に関する事項 4 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可に関する事項 5 一般廃棄物処理施設の設置届出の受理に関する事項 6 産業廃棄物処理施設の管理に係る指導に関する事項 7 浄化槽清掃業の許可に関する事項 8 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する許可に関する事項
西部管理センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 西部管理センターの管理運営に関する事項 2 西部管理センターの車両及び器具器材の管理に関する事項 3 業務中に発生した事故の処理に関する事項 4 西部管理センター収集区域の家庭系廃棄物の収集及び運搬の作業及び管理に関する事項 5 西部管理センター収集区域の家庭系廃棄物の排出指導及び啓発に関する事項
東部管理センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 東部管理センターの管理運営に関する事項 2 東部管理センターの車両及び器具器材の管理に関する事項 3 業務中に発生した事故の処理に関する事項 4 東部管理センター収集区域の家庭系廃棄物の収集及び運搬の作業及び管理に関する事項 5 東部管理センター収集区域の家庭系廃棄物の排出指導及び啓発に関する事項
施設管理課	計画管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 西部衛生センター及び戸室リサイクルプラザの管理運営に関する事項

		2 局の管理する施設（課長が定める施設に限る。）の附属設備としての電気、給排水衛生その他の設備の営繕に関する事項 3 廃棄物焼却処理計画に関する事項 4 課の庶務に関する事項 5 他係に属しない事項
	西部維持管理係	1 西部環境エネルギーセンター及び西部リサイクルプラザの管理運営に関する事項 2 局の管理する施設（西部管理センターその他課長が定める施設に限る。）の附属設備としての電気、給排水衛生その他の設備の営繕に関する事項
	東部維持管理係	1 東部環境エネルギーセンター及び東部リサイクルプラザの管理運営に関する事項 2 局の管理する施設（東部管理センターその他課長が定める施設に限る。）の附属設備としての電気、給排水衛生その他の設備の営繕に関する事項 3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項
	西部環境エネルギーセンター	1 ごみ等の焼却処理に関する事項
	東部環境エネルギーセンター	1 ごみ等の焼却処理に関する事項
	西部衛生センター	1 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事項

第13条第1項の表中

	都市拠点整備係	1 都市の集約化に関する計画立案及びその具現化のための総合調整に関する事項 2 森本駅の周辺整備に関する事項	を
	都市機能向上係	1 都市の集約化に関する計画立案及びその具現化のための総合調整に関する事項 2 木質都市の推進に関する事項 3 森本駅の周辺整備に関する事項	に

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第6号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「東京事務所」を「金沢美術工芸大学建設事務所、東京事務所」に、「及びこども総合相談センター」を「、こども相談センター及び幼児教育センター」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「、監査事務局長」を削る。

第14条中「選挙管理委員会」の次に「及び監査事務局」を加える。

別表第1契約イの表第2号の項中「文化施設課長」を「文化政策課長」に改め、別表第1支出アの表中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から21の項までを1項ずつ繰り上げ、同表22の項中「補償、補填及び賠償金」を「補償、補填及び賠償金」に、「補填金」を「補填金」に改め、同項を同表21の項とし、同表中23の項を22の項とし、24の項から26の項までを1項ずつ繰り上げ、28の項を27の項とする。

別表第2第2項の表中

人事課	1 職員の進退、賞罰、身分及び服務に関すること。 (1) 非常勤職員の任免			○		を
	(2) 臨時的任用職員の任免				○	

人事課	1 職員の進退、賞罰、身分及び服務に関すること。 (1) 会計年度任用職員その他の非常勤職員の任免			○		に
	(2) 臨時的任用職員の任免			○		

改め、別表第2第3項の表中

文化施設課	1 所管する財団の運営指導及び連絡調整				○	を
-------	---------------------	--	--	--	---	---

	2 所管する財団の運営指導及び連絡調整				○	に
--	---------------------	--	--	--	---	---

改め、別表第2第5項の表中央卸売市場事務局の項及び公設花き地方卸売市場事務局の項中「第19条」を「第6条、第11条の2、第11条の3、第19条」に改め、別表第2第7項の表中

	2 保育職員の研修の企画				○	を
	3 保育所の給食指導に関すること。				○	
こども総合相談センター	1 保護者に対する児童の身辺へのつきまとい等の禁止の命令に関すること。		○			

	2 保育所の給食指導に関すること。				○	に
こども相談センター	1 保護者に対する児童の身辺へのつきまとい等の禁止の命令に関すること。		○			
幼児教育センター	1 幼児教育及び保育に携わる職員の研修に関すること。				○	

改め、別表第2第8項の表医療保険課の項中

	6 後期高齢者医療の被保険者の資格の得喪				○	を
--	----------------------	--	--	--	---	---

	6 後期高齢者医療の被保険者の資格の得喪				○	に
	7 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納整理に関すること。 (1) 滞納処分の執行停止の決定及び取消し		○			
	(2) 差押え及び差押解除の決定		○			
	(3) 公売及び公売財産の見積価格の決定及び公告		○			
	(4) 換価代金の配当計算書の認定				○	
	(5) 徴収猶予の決定及び取消し				○	
	(6) 換価猶予の決定及び取消し				○	

(7) 繰上徴収の決定				○	
(8) 参加差押え及び参加差押解除の決定並びに参加差押えの失効の承認				○	
(9) 交付要求及び交付要求解除の決定並びに交付要求の失効の承認				○	
(10) 公売財産の売却の決定及び取消し				○	
(11) 換価代金の充当の承認				○	
(12) 徴収金の納付又は納入の委託				○	

改め、別表第2第9項の表を次のように改める。

課名	専 決 事 項	専 決 区 分 等				合議課
		副市長	所管局長	所管課長	戸室新保埋立場長、東部環境エネルギーセンター所長及び西部衛生センター所長	
環境政策課	1 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に関する事項 (1) 手数料徴収の基礎となる数量の認定			○		
	2 戸室新保埋立場への廃棄物の搬入の承認				○	ごみ減量推進課
	3 鳥獣飼養の登録			○		
	4 有害鳥獣の捕獲の許可		○			
	5 特定施設の設置等に係る届出書の受理		○			
	6 特定施設の設置等に係る実施の制限期間の短縮			○		
	7 大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法若しくは振動規制法又は金沢市環境保全条例の規定に基づく勧告及び命令		○			
	8 浄化槽保守点検業者の登録			○		
	9 浄化槽保守点検業者の変更の登録			○		
ごみ減量推進課	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事項 (1) 廃棄物の排出に係る指示			○		
	(2) 産業廃棄物の処理に係る命令及び許可並びに許可の取消し		○			
	(3) 廃棄物再生利用業の指定及び取消し		○			
	(4) 一般廃棄物の処理に係る命令及び許可並びに許可の取消し		○			
	2 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する事項 (1) 引取業者及びフロン回収業者の登録			○		
	(2) 引取業者及びフロン回収業者の登録の拒否及び取消し		○			

	(3) 解体業及び破碎業の許可及び不許可並びに許可の取消し		○		
	(4) 関連事業者に対する勧告及び命令		○		
	3 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に関する事項 (1) 勧告及び命令		○		
	4 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則に関する事項 (1) 大規模建築物の認定及び事前協議を要する事業の認定		○		
	5 金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱に関する事項 (1) 産業廃棄物処理施設の設置等に係る審査、協議、指導及び助言		○		
	(2) 県外産業廃棄物の搬入に係る承認		○		
	(3) 勧告		○		
	(4) 事務取扱要領の決定		○		
	6 清掃職員研修の計画及び実施		○		
	7 廃棄物収集業務の編成替え			○	
施設管理課	1 廃棄物の焼却処理計画の決定			○	
	2 西部衛生センターへのし尿の搬入の承認				○
	3 リサイクルプラザの使用の承認等			○	
	4 リサイクルプラザへの廃棄物の搬入の承認			○	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

市長事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第7号

市長事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長事務の補助執行に関する規則（昭和40年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号中「第4条第4項第1号」を「第4条第3項第1号」に改め、同号を第4号とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第8号

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

金沢市衛生事務委任に関する規則（昭和23年規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号シ中「第8条第2項」を「第6条第2項」に、「第7条第2項」を「第5条第2項」に改め、同号シを同号スとし、同号サ中「第8条第1項」を「第6条第1項」に改め、同号サを同号シとし、同号コ中「第7条第2項」を「第5条第2項」に改め、同号コを同号サとし、同号ケ中「第7条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号

ケを同号コとし、同号中クを削り、キをクとし、その次に次のように加える。

ケ 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定による届出の受理に関すること。

第2条第2号中カをキとし、アからオまでをイからカまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 食品衛生法第8条の規定に関すること。

第2条第2号の2の次に次の1号を加える。

(2)の3 食品表示法（平成25年法律第70号）に関する事項

ア 食品表示法第6条第1項又は第3項の規定による指示に関すること。

イ 食品表示法第6条第5項の規定による措置命令に関すること。

ウ 食品表示法第6条第8項の規定による措置命令又は業務停止命令に関すること。

エ 食品表示法第8条第1項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査、質問及び収去に関すること。

オ 食品表示法第12条第1項又は第2項の規定による申出の受付に関すること。

カ 食品表示法第12条第3項の規定による調査に関すること。

第2条第12号ウ中「第3条の2」を「第10条」に改め、同号エ中「第4条」を「第15条」に改め、同条第13号ア中「第3条」を「第3条第1項」に、「営業」を「旅館業」に改め、同号イ中「第3条の2及び第3条の3」を「第3条の2第1項又は第3条の3第1項」に改め、同号ウ中「第7条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同号エ中「第7条の2」を「第7条の2第1項又は第2項」に改め、同条第15号の2タ中「第22条の6第2項」を「第21条の5第2項」に、「犬猫等」を「動物」に改め、同号チ中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同号ツ中「おいて」の次に「読み替えて」を加え、同号ト中「第23条第3項」を「第23条第4項」に改め、「おいて」の次に「読み替えて」を加え、同号ナ中「おいて」の次に「読み替えて」を加え、同号中モをリとし、フからメまでをムからラまでとし、同号ヒ中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同号ヒを同号マとし、その次に次のように加える。

ミ 法第25条第5項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

第2条第15号の2ハ中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ノ中「第25条第1項」を「第25条第2項」に改め、同号ノを同号へとし、同号中ネをヒとし、その次に次のように加える。

フ 法第25条第1項の規定による指導又は助言に関すること。

第2条第15号の2ヌを同号ハとし、同号ニ中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同号ニを同号ノとし、同号ナの次に次のように加える。

ニ 法第24条の2第1項の規定による勧告に関すること。

ヌ 法第24条の2第2項の規定による措置の命令に関すること。

ネ 法第24条の2第3項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

第2条第19号中コを削り、同号サ中「第27条第1項」を「第61条第1項」に改め、同号サを同号コとする。

附 則

1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第19号の改正規定（同号サ中「第27条第1項」を「第61条第1項」に改める部分に限る。） 令和2年4月1日

(2) 第2条第2号の2の次に1号を加える改正規定、同条第12号及び愛13号の改正規定並びに同条第19号の改正規定（同号サ中「第27条第1項」を「第61条第1項」に改める部分を除く。） 公布の日

2 改正前の第2条第2号クの規定は、この規則の施行の日から令和3年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第9号

金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

金沢市児童相談所長事務委任規則（平成18年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号シ中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改め、同号ス中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市会計管理者事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第10号

金沢市会計管理者事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市会計管理者事務の専決等に関する規則（昭和53年規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から21の項までを1項ずつ繰り上げ、同表22の項中「補填」を「補填」に改め、同項を同表21の項とし、同表中23の項を22の項とし、27の項を26の項とし、28の項を27の項とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第11号

金沢市公印規則の一部を改正する規則

金沢市公印規則（昭和50年規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表エの表税務事務用市長印の項中「督促状」を「還付通知書、充当通知書、督促状、催告書」に、「及び車検用軽自動車税（種別割）納税証明書」を「、車検用軽自動車税（種別割）納税証明書及び標識交付証明書」に改め、「、市税還付通知書、市税充当通知書」を削り、同表環境保全事務用市長印の項中「環境指導課長」を「環境政策課長」に改め、別表オの表税務事務用市長職務代理者印の項中「督促状」を「還付通知書、充当通知書、督促状、催告書」に、「及び車検用軽自動車税（種別割）納税証明書」を「、車検用軽自動車税（種別割）納税証明書及び標識交付証明書」に改め、「、市税還付通知書、市税充当通知書」を削り、同表環境保全事務用市長職務代理者印の項中「環境指導課長」を「環境政策課長」に改め、別表カの表出納員印の項を次のように改める。

出納員印	方18	てん書	出納員名をもってする文書	税務課出納員	1	納 金 石 員 澤 川 之 市 川 印 出 懸
				医療保険課出納員	1	
				会計課出納員	1	

別表カの表教育プラザこども総合相談センター所長印の項を次のように改める。

教育プラザこども相談センター所長印	方20	てん書	所長名をもってする文書	こども相談センター所長	1	所 相 普 金 長 談 話 沢 市 印 セ ン タ ー プ ラ ザ こ ど も 教 育
-------------------	-----	-----	-------------	-------------	---	---

別表カの表児童相談所長印の項の次に次のように加える。

教育プラザ幼児教育センター所 長印	方20	てん書	所長名をもってする文書	幼児教育セ ンター所長	1	所 教 育 プ 金 長 セ 育 ラ 沢 印 タ ン ザ 市 タ 幼 幼 教 児 育 育
----------------------	-----	-----	-------------	----------------	---	---

別表キの表保健所印の項中「並びに食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第35条及び有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和49年厚生省令第34号）第4条に規定する収去証」を、「収去証その他の保健所名をもってする文書」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第12号

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市職員職名規則（昭和28年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「秘書」を「秘書 医長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第13号

金沢市職員就業規則の一部を改正する規則

金沢市職員就業規則（昭和24年規則第135号）の一部を次のように改正する。

第27条中「とき」の次に「又は退勤するとき」を、「出勤時刻」の次に「又は退勤時刻」を加え、同条ただし書中「職員証によらない職員」を「これにより難しい場合に」、「自ら出勤簿に署名をしなければならない」を「職員の勤務時間の状況を把握する方法として市長が別に定める方法によるものとする」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年(2020年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄